

再発防止モニタリングに関する検証結果の概要等

2021年9月

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 埀 尚義
同 内藤 卓未

第1 再発防止モニタリングに至る経緯

一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下「IAE」という。）は、2019年6月20日、公的機関から受託した委託業務及び補助金交付の対象となる補助事業において従事態と異なる労務費の計上が行われていたことに関し、客観性・独立性を有する第三者の立場から検証を行うため、「受託事業に係る労務費の不適切計上事案に関する原因究明・再発防止策検討委員会」（以下「**検討委員会**」という。）を設置した。検討委員会は、2020年8月6日、IAEに対し、本件不適切計上に関する事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討結果をまとめた検証報告書（以下「**検証報告書**」という。）を提出したところ、当該報告書においては、IAEが策定及び実施する再発防止策の実効性の確保及び維持をモニタリングすることが検討委員会の提言の一つに含まれていた。これを受けたIAEは、同月26日、理事長を委員長とする再発防止策実施委員会（以下「**再発防止委員会**」という。）を設置した上、第1回委員会を同年9月8日に開催して以降、2021年7月6日現在までに合計11回の委員会を開催し、本件不適切計上に係る再発防止策の実施状況及び実効性について検討を行った。

長島・大野・常松法律事務所に所属する標記弁護士は、IAEからの依頼を受け、客観性・独立性を有する第三者の立場から、上記再発防止策の実施状況の確認及び実効性の評価を実施した。

第2 再発防止モニタリングの結果

総評として、IAEが現に実施し、又は実施を検討している再発防止策の内容は、いずれも検証報告書における原因分析及び再発防止策の提言の趣旨に照らし、実効性を有すると評価できる。何より、IAEが、理事長を委員長とする再発防止委員会を2020年8月26日付けで設置した上、同委員会をこれまで約1年間に亘り毎月開催し、同委員会を中心に再発防止策を検討・実施していることは、IAEが本件不適切計上について真摯に反省し、組織として誠実に再発防止に努めてきていることの証左である。また、IAEでは、各再発防止委員会開催後に同委員会での決定事項や議論状況を全職員に伝達する機会を設けており、このことは、IAEが組織一丸となって本件不適切計上の再発防止に取り組んでいることを示す事実として高く評価できる。

具体的な方策の中では、特に、勤務管理システムに関するきめの細かい改善及びマニ

マニュアルの作成や、研究グループの部長等の監督機能を個々の事業に反映・発揮させるための具体的な取組み、受託マニュアル・コンプライアンスに関する充実した研修の実施、経営陣によるコンプライアンスに関する具体的なメッセージの発信については、検証報告書において指摘された本件不適切計上の直接的な原因に対応する再発防止策として、適切かつ有効であるといえる。また、収益構造の改善に向けた活動や、管理部門・内部監査部門の強化を企図するガバナンス改革、リスクの評価・分析を行う体制作り等についても、IAEにおける種々の制約と実現可能性等を踏まえながら、適切かつ有効な施策の実施及び検討が進められており、本件不適切計上の根本的な原因に対応する再発防止策が順調に整いつつある。

他方で、既に策定及び実施されている再発防止策についても、十分な実効性が確保・維持されるためには、当該施策が運用面においても機能又は浸透し、着実に効果を発揮することが不可欠である。しかし、現時点においては、IAEが委託元等から受けた補助金交付等の停止措置等の期間が未だ満了しておらず、本件不適切計上の対象となった公的事業の受託件数が減少している状況にあることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって役職員の勤務環境も大きく変化していること等に鑑み、運用面について評価を行うことが困難な施策も多い。したがって、本モニタリングにおける評価は、上記のような状況の下で実施されたものであることに留意する必要がある。IAEにおいて実施する再発防止策については、今後も継続してその実施状況の確認と実効性の評価を実施した上、必要に応じて柔軟に修正することが求められる。

以 上